

令和4年

第2回農業委員会総会議事録

令和4年2月7日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事 (議案第1号から第4号)
日程第4 報告 (報告第1号から第4号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(16人)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 樋上 豊 | 6番 | 城石 美枝子 |
| 7番 | 金 賢志 | 8番 | 炭谷 一三 |
| 9番 | 森 敏朗 | 10番 | 進藤 久司 |
| 12番 | 松山 宗則 | 13番 | 明石 茂 |
| 15番 | 林 康弘 | 17番 | 前田 進 |
| 18番 | 竹内 正治 | 19番 | 永森 薫 |
| 21番 | 稲垣 潔 | 22番 | 山崎 善夫 |
| 23番 | 堀 正 | 24番 | 有沢 敏博 |

欠席委員(9人)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 2番 | 白山 一男 | 3番 | 土合 正夫 |
| 4番 | 帯刀 真理子 | 5番 | 浅井 満 |
| 11番 | 栗山 信治 | 14番 | 末永 久義 |
| 16番 | 高橋 吉博 | 20番 | 高口 宗範 |
| 25番 | 小川 博行 | | |

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について

- 第4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 遠藤 修 | 副主幹 | 村中 一也 |
| 主査 | 吉田 大樹 | 主事 | 原 美里 |

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時50分

議長（堀会長）

ただいまから、令和4年第2回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「6番 城石委員」「7番 金委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 事

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第1号の説明・表決）

議長（堀会長）

まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題として
お諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に
ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

（議案第2号説明・表決）

議長（堀会長）

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の1番について、明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第2号の1番について説明します。

申請人は、射水市内で先祖代々農業に従事し、生活してきました。昭和48年頃に、農地法を熟知しておらず、今回の申請地に農家住宅を建築し、現在に至っています。

今後は、このようなことが無いように注意し、農地法の遵守に努め、地域に貢献できるよう営農に邁進していくとのことです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第3号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第3号の1番について、進藤委員より説明をお願いします。

進藤委員

議案第3号の1番について説明します。

申請人は射水市内で一般土木建築事業を営んでいます。

現在、既存地には土砂を種類ごとに分別して山積みしており、トラックや重機の出入り、作業スペースとして利用しています。

土砂は、捨てるものや再利用するもの、買ってきたものなど、それぞれの大きさや種類で細かく分別します。取り扱う種類や量も増えてきたため、既存地では置き場所が不足していることから、大型車両の旋回スペースや通路にも土砂を置かざるを得ない状況で、作業が不効率になっています。

今後も取り扱う土砂の種類や量が増えることが予想されるため、新たな資材置場を検討したところ、既存敷地に隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第3号の2番から4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（吉田）

議案第3号の2番及び3番について説明します。

申請人は現在、市内の共同住宅で妻と子ども2人の計4人で生活しています。

共同住宅では手狭であること、また、長女が小学校に入学するまでに子ども部屋を確保し、定住先を決めたいことから住宅を建設することにしました。

申請人夫婦は共働きで帰宅時間が遅くなることもあり、子どもの迎えや食事等の生活面において祖母や両親の協力が必要です。また、将来、祖母や両親への手助けが必要になったときは申請人が中心となって支えていく予定です。

以上のことから、実家近くで居住したいと考え、候補地を検討したところ、今回の申請地で承諾を得られたため、申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議案第3号の4番について説明します。

申請人は、現在、市内の賃貸住宅に夫と子1人の計3人で生活しています。

昨年第一子が生まれてからは、育児に追われる毎日を過ごしています。このことから、実家近くに住宅を建てて、実家の家族と助け合いながら生活をしていきたいと考え検討したところ、今回の申請地で承諾を得られたため、申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第3号の5番及び6番について、私から説明します。

まず、議案第3号の5番についてです。

申請人は、市内にシェアハウスを所有しており、その敷地が前面道路である主要地方道富山・戸出・小矢部線の拡幅により駐車スペースが無くなってしまいました。

今回、申請地の所有者から、自身の所有地も道路拡幅計画に一部が該当し、水田の耕作が難しくなるので、駐車場にしてはどうかと申し出がありました。

申請地はシェアハウスに隣接していることから、駐車場の代替地として最適であり、また、近隣で申請地以外に同意を得られた土地がなかったことから申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

次に、議案第3号の6番についてです。

申請人は、社会貢献の一環としてステンレス製のリサイクルボックスを製造販売しています。

受注後に製造し納品していますが、昨今、製品の使用を急ぎたいとの要望

が非常に多いため、納期短縮を図るべく、既製品置場の設置が急務となっていました。

今回、申請地の所有者から、自身の所有地が道路拡幅計画に一部が該当し、水田の耕作が難しくなるので、製品置き場にしてはどうかと申し出がありました。

申請地は、申請人の従業員が居住するシェアハウスに隣接していることから、安全に管理することができます。また、近隣で申請地以外に同意を得られた土地がなかったことから申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第3号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第4号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第4号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

報 告

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

（報告第1号の説明）

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了知をお願いいたします。

（報告第2号の説明）

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようですから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

（報告第3号の説明）

議長（堀会長）

報告第3号農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第 4 号の説明)

議長 (堀会長)

次に報告第 4 号農地法第 5 条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局 (吉田)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「 なし 」 の声起きる)

議長 (堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第 2 条第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長 (堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和 4 年第 2 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 3 0 分

その他協議・報告事項

令和3年度農業委員会研修会について

令和4年度農業委員会総会日程について

次回開催場所と時刻について

3月7日(月)午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

配布資料

のうねん 2022年1月号

その他

議 長

署名委員

署名委員